

# 令和7年度愛媛県航路事業者省エネ対策等支援事業費補助金申請の手引き

## 1 交付申請受付期間及び補助対象事業期間

様式第1号による交付申請の受付期間は、令和7年4月22日から令和8年1月31日（必着。郵送の場合消印有効）とする。また、補助対象とする事業は、交付申請以降に実施し、令和8年2月28日までに完了（事業費の支払い及び納品の完了）するものに限る。

## 2 交付決定のスケジュール

交付申請受付期間中の各月末までに受け付けた申請について、内容を審査し、補助金を交付すべきと認められる事業について、受け付けた翌月に交付決定を行い、通知する（各月末が閉庁日の場合、閉庁日に申請のあったものは翌開庁日に受け付け、受付日の前月までに提出があったものとして審査する。）。

なお、各月の交付決定額を累積した結果、当月の交付申請額が予算を超過する月においては、予算の範囲内において、交付決定を行う。

## 3 補助金額の算定方法等

(1) 要綱別表1に該当する事業に係る経費の2分の1を補助

(2) 補助上限額は要綱別表2により算定する（以下、算定例）

① 総トン数1,000トン以上の船舶2隻を保有する場合、当該申請者の補助上限額は1,000万円×2=2,000万円となる。

② ①の場合、2隻の内1隻の船舶に4,000万円の事業を実施し、補助金2,000万円全額を充てることも可能。

※補助上限額の算定は、予備船の数は含まない。

※他の自治体等が交付する補助金の交付対象として既に申請している事業及び申請する予定のある事業は補助対象外とする。

(3) 交付申請回数の上限

交付決定金額が(2)の補助上限額に達していない場合、当該申請者の補助上限額に達するまでは、繰り返し交付申請を行うことができる。

## 4 交付申請書類の提出

(1) 問合せ・提出先

愛媛県 企画振興部 政策企画局 地域政策課交通政策室

企画グループ 團、阿部

TEL：089-912-2251 FAX：089-912-2238

E-mail：koutsuseisak@pref.ehime.lg.jp

（提出は別途指定するアドレスに送付すること。）

(2) 提出方法

ア 押印欄に全て押印する場合

郵送又は持参にて提出すること。

イ 押印を省略する場合

5で指定するアドレスに、メールにて送付すること。

(3) 提出書類

様式第1号及びその関係書類

## 5 申請書類の押印を省略する場合の取扱い

以下の提出方法を取るにより、押印を省略し、電子メールで提出することができるので、手続を簡素化及び迅速化するため、可能な限り、本方法によること。（押印して郵送等により提出することも可能。）

○ 押印を省略する文書に、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入すること。

【記載例】

|                |                          |
|----------------|--------------------------|
| 本件責任者（職氏名・連絡先） | 〇〇支店長 愛媛 花子 089-〇〇〇-〇〇〇〇 |
| 担当者（職氏名・連絡先）   | 営業課長 松山 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇  |

責任者とは、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員を指す。

担当者とは、本件に関する事務を担当する者を指す。

- 提出は、電子メールにより、県の担当者及び県・申請事業者双方の上席者をあて先にして、標題（件名）の文頭に【航路省エネ】と記載のうえ、送付すること。

※Bcc は使用せず、To 又は Cc に下記あて先を指定して、要件としている送付先が確認できるようにすること。申請事業者側の上席者もあて先にする。こと。（会社アドレスは不可。）

| 県への提出あて先                          | あて先に加える県上席者                   |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| koutsuseisak@pref.ehime.lg.jp（阿部） | dan-ryuji@pref.ehime.lg.jp（團） |

## 6 県担当者

愛媛県 企画振興部 政策企画局 地域政策課交通政策室

企画グループ 團、阿部

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

TEL：089-912-2251（直通） FAX：089-912-2238